

埼玉バーチャル観光大使 AR スタンプラリー業務 仕様書

1 委託業務名

埼玉バーチャル観光大使 AR スタンプラリー業務

2 委託期間

契約日から令和5年12月15日まで

3 目的

埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として活動するバーチャル YouTuber（以下、「VTuber」という。）を活用した AR スタンプラリーを実施することで、県内への誘客及び周遊を促進させることを目的とする。

4 業務内容

(1) AR スタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）の実施

ア AR 技術を活用したスタンプラリーとすること。動画、3Dモデル等活用する AR 技術の詳細は受託者の提案を受け、県及び観光大使と協議の上決定する。

イ スタンプラリー実施期間は9月1日から11月30日までとする。

(2) スタンプラリーの運営・管理

ア 実施期間中、スタンプラリーのログを記録するとともに、参加者数、達成状況等について把握し、委託者に対し適宜報告を行う。

イ 事務局の設置は不要とする。予算の範囲内で提案することは差し支えない。

(3) 広報物等の制作及び広報

ア SNS 等での広告費を委託費に計上すること。

イ 制作したデータは委託者に納品し、委託者は納品されたデータを広報目的で使用（二次使用）できることとする。

ウ 制作に必要となる画像等は受注者が手配し、経費は委託金額に含まれるものとする。観光大使の画像は県から提供する。

(4) プレゼント当選者の選定及びプレゼントの発送業務

ア スタンプラリー参加者の中からプレゼント当選者を抽選で決定する。

イ 当選者に対して景品の発送を行う。

ウ プレゼントの当選区分は2種類以上設定し、当選本数は計20本以上とすること。

エ 景品の調達及び発送にかかる費用は委託費に含めることとし、景品は受託者の提案を受け、協議の上決定する。

5 実施概要

(1) スタンプスポットについて

ア 設置数は10カ所以上とし、設置場所は受託者の提案により委託者と協議の上決定する。

イ 設置地域には偏りが生じないように留意する。

ウ スタンプスポット設置の調整に係る費用及びポスターやパネル等の制作費は委託費に含める。

(2) スタンプラリーの仕様について

ア 原則、アプリのダウンロードを必須としない参加形態とすること。アプリを用いた提案を行う場合は、アプリを使用する理由（メリット等）を明確に記載すること。

イ 観光大使のARの制作費は委託費に含まない。AR制作を行う観光大使及び県と適宜調整を行うこと。観光大使等の納品したデータに修正が必要な場合は観光大使等と調整を行うこと。

ウ 観光大使の他に、第10回アニ玉祭「埼玉VTuberコレクション」に出演経験のあるVTuberなど、埼玉県にゆかりのあるVTuberを2名以上起用すること。出演依頼を県から行うことは可能とするが、ARに使用する画像等の手配や出演に係る費用は委託費に含めること。

エ プレゼント抽選の応募の際、参加者にはアンケートの回答を求める仕様とすること。質問項目については県と協議の上決定すること。

6 その他業務

(1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側の提案をもとに県と協議のうえ決定する。

(2) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

(3) 本件業務の実施により調達する備品等がある場合は、適切な方法で使用し、適正に管理すること。

(4) スケジュール表に基づき進捗状況を適宜県に報告すること。

7 業務完了報告書の提出

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当とする。

報告書掲載内容は下記のとおり。

- ・業務全体の実施計画
- ・参加者総数（年代・性別・居住地等）のデータ
- ・スタンプ獲得箇所ごとの獲得されたスタンプ数のデータ
- ・参加者の属性（性別、居住地等）に応じた獲得スタンプ数のデータ
- ・抽選参加者データ（応募者数、参加率、アンケート結果等）
- ・広報実績
- ・その他業務実施にあたって制作した成果物

8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

9 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 県又は観光大使が制作または用意する旨記載のあるものを除き、業務実施に必要な各コンテンツのデザイン一式を業務内容として担うこと。
- (2) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として県の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕

様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。